

税務から見るコロナ禍の財産・資産評価

筑波大学
名誉教授 品川 芳宣

令和3年6月4日(金)

はじめに

1. 相続税・贈与税における評価の問題点
2. 法人税における評価の問題点
3. 所得税における評価の問題点

むすびに

はじめに

1. 相続税・贈与税における評価の問題点

(1) 相続税法上の「時価」

イ. 「時価」の意義

- 客観的交換価値(不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額)
- 所得税法及び法人税法上の「価額」との共通性
- 地価公示法上の公示価格(「正常な価格」との共通性)

ロ. 評価通達への依存

- 客観的交換価値算定の困難性
- 裁判例等における容認
- 評価通達の法的性格(国税庁内部の行政命令)
- 評価方法の性質(公平性、統一性、画一性、便宜性、安全性等)

(2) 上場株式・気配相場等のある株式

イ. 評価通達上の評価方法(評基169)

- 原則・・・課税時期の最終価格と課税時期以前3月間の株価斟酌
- 負担付贈与等・・・株価斟酌なし

ロ. コロナ禍の問題点と対策

- 課税時期前の株価高騰・・・3月間の株価斟酌
- 課税時期後の株価暴落・・・斟酌なし
- 対策・・・①物納・・・要件と収納価格
②暴落後の「時価」主張(評価通達169の非合理性主張・・・争訟手段の工夫)

(3) 取引相場のない株式

イ. 評価通達上の評価方法(評基180~188-2)

- 類似業種比準方式
- 純資産価額方式
- 配当還元方式

ロ. コロナ禍の問題点と対策

- 類似業種比準方式(類似業種の株価及び各比準要素の動向把握と対処、贈与等の課税時期操作)
- 純資産価額方式(構成財産である土地、上場株式等の価格変動とそれらへの対処)
- 配当還元方式(配当減への対応、株主構成の操作)

(4) 土地

イ. 評価通達上の評価方法(評基11~14、21)

- 路線価方式と倍率方式
- 公示価格の8割評価
- 路線価等の公表時期・・・7月1日

ロ. コロナ禍の問題点と対策

- 公示価格・路線価の評価日(1月1日)と公表日とのギャップ
- オリンピック、外国人観光客4000万誘致による最高値
- 2月以降の地価下落と対応
- 路線価による個別修正
- 個別の対処方法(更正の請求方式と不服申立方式)

(5) 貸付金

イ. 評価通達上の評価方法(評基204、205)

- 原則・・・元本の額
- 評価減・・・会社更生手続開始等の事由による回収が不可能又は著しく困難

ロ. コロナ禍の問題点と対策

- 事実上の回収困難と評価通達の適用
- 課税時期前の債務免除、DES等による対処・・・債務者側の免除益等の問題

(6) 物納

イ. 国税の納付方法(通法34①、③、相法41)

- 原則・・・金銭
- 特例・・・物納(相続税のみ)

ロ. 物納の要件(相法41)

- 金銭納付困難
- 対象財産(不動産及び船舶、所定の有価証券、動産)
- 物納劣後財産の除外等

ハ. 物納の手続(相法42)

- 納期限(法定申告期限、期限後申告及び修正申告の申告日、更正・決定は1月後)までの申請
- 税務署長の調査と許可又は却下

二. 物納の収納価額(相法43)

- 原則・・・課税価格計算上の価額(物納の担保的機能)
- 例外・・・当該財産の状況に著しい変化→現況により判定

ホ. コロナ禍の問題点と対策

- 問題となる財産の選定(上場株式、土地、非上場株式等)・・・課税時期後の価格下落等を検討
- 換価納付との得失を検討

2. 法人税における評価の問題点

(1) 所得金額の計算と資産評価

(2) 有価証券の評価損

イ. 有価証券の期末評価(法法61の3①)

- 売買目的有価証券・・・時価評価金額
- 売買目的外有価証券・・・原則、帳簿価額

ロ. 有価証券の評価損計上の事由(法法33②、法令68①二)

- 上場有価証券・・・価額が著しく低下(帳簿価額を概ね50%相当額を下回り、回復の見込みがない(法基通9-1-7))
- 非上場有価証券(発行法人の資産状態が著しく悪化したことにより、その価額が著しく低下(特別清算開始の命令等、発行法人の純資産価額が50%以上下回る(法基通9-1-9))

ハ. 有価証券の期末の「価額」(評基通9-1-13、9-1-14)

- 原則・・・売買実例のないもの「純資産価額を参酌して通常取引されると認められる価額」
- 評価通達の準用・・・中心的同族株主は小会社、土地及び上場株式並びに法人税額等相当額控除は適用なし

二. コロナ禍の問題点と対策

- 企業会計(会社法)の異同と対策
- コロナ禍の「価額」への影響の見極め(回復の見込みの有無等)

(3) 金銭債権の評価と損失

イ. コロナ禍と金銭債権の評価

- 貸倒引当金と貸倒損失

ロ. 貸倒引当金(法法52、法令96、法規25の2、25の3)

- 設定可能法人(資本金1億円以下、公益法人等又は協同組合等、人格のない社団等、銀行、保険会社等の金融機関)
- 個別貸倒引当金勘定(形式基準、実質基準、50%繰入れ基準)
- 一括貸倒引当金勘定(法定繰入率)

ハ. 貸倒損失(法法22③三、法基通9-6-1、9-6-2、9-6-3、9-4-1、9-4-2)

- 金銭債権の切捨て(更生計画等の事由)
- 回収不能の金銭債権(実質判断)
- 一定期間取引停止後弁済がない場合等(1年以上停止、回収コスト大等)
- 寄附金の認定とその回避

二. コロナ禍の問題点と対策

- コロナ禍の影響とその見極め
- 関係会社に対する貸付金の処理(寄附金認定対策)
- 貸倒引当金制限法人における企業会計との調整

3. 所得税における評価の問題点

(1) 所得金額の計算と資産評価

(2) 資産の「価額」

イ. 「価額」の意義と解釈(所基通23～35共-9、59-6、最判令2、3、24)

- 客観的交換価値
- 土地・・・公示価格水準
- 非上場株式・・・原則と評価通達の準用

ロ. コロナ禍の問題点と対策

- 公示価格水準の問題(相続税に同じ)
- 所基通59-6の適用方法(最判令2、7、2)

(3) 資産損失の必要経費算入

イ. 資産損失の範囲(所法51、所令140～143)

- 対象所得が限定(事業所得等)
- 資産損失の範囲が限定
- 貸倒損失(所法51②、所令141)

ロ. 貸倒損失の取扱い(所基通51-10～51-19)

- 法人税の取扱いとの異同

ハ. コロナ禍の問題点と対策

- 法人税との異同

(4) 貸倒引当金

イ. 引当金の範囲(所法52、所令144～147)

- 対象所得が限定(事業所得等)
- 個別貸倒引当金と一括貸倒引当金

ロ. 貸倒引当金の取扱い(所基通52-1～52-24)

- 法人税の取扱いとの異同

ハ. コロナ禍の問題点と対策

- 法人税の取扱いとの異同

むすびに